

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		傷病手当金の支給
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第58条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	国民健康保険法第58条第2項、栃木市国民健康保険条例附則11項から17項、栃木市国民健康保険傷病手当金の支給に関する規則
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	
	<p>国民健康保険法抜粋</p> <p>第58条 2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。</p> <p>栃木市国民健康保険条例附則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>11 令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日から起算して1年6月を経過する日までの間、第4章に定めるもののほか、次項から附則第17項までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。</p> <p>(令2条例10・追加)</p> <p>12 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>(令2条例10・追加、令3条例38・一部改正)</p> <p>13 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額</p>	

に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

(令2条例10・追加)

14 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(令2条例10・追加)

15 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第13項の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。

(令2条例10・追加)

16 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

(令2条例10・追加)

17 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(令2条例10・追加)

栃木市国民健康保険における傷病手当金の支給に関する規則抜粋

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市国民健康保険条例(平成22年栃木市条例第156号)附則第11項から第17項までに規定する傷病手当金(以下「傷病手当金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用期間)

第2条 栃木市国民健康保険条例附則第11項及び栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年栃木市条例第10号)附則第2項に規定する規則で定める日は、令和5年5月7日とする。